

事 務 連 絡

平成24年9月21日

都道府県 障害保健福祉主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係る
Q&A（その2）について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に関するQ&A（その2）
を送付いたしますのでご了知の上、よろしくお取り計らい願います。

【照会先窓口】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室 村山
TEL. 03-5253-1111（内線：3067）

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ & A
(平成24年9月21日)

問1 一般相談支援事業所にかかる事業所数の数え方如何。

(答)

- 指定を受けている地域相談支援の種類を数えていただきたい。
※例えば、地域移行支援、地域定着支援のいずれの指定も受けている場合は2事業所。なお、当該取扱は、みなし指定されている一般相談支援事業所についても同様である。

問2 届出管理表の「サービス種類」欄について、「指定障害者支援施設」のサービス種類コード等はどのように入力すればよいか。

(答)

- 「指定障害者支援施設」にかかる届出管理表（「サービス種類」欄）への入力に際しては、「コード」欄に「32」を入力の上、「名称」欄に「障害者支援施設」と入力いただきたい。
※平成24年3月29日付け「障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室事務連絡）においては、サービス種類コード「32」を「施設入所支援」としてお示ししていたが、当該サービス単独での指定はないことから、このコードを「障害者支援施設」のコードとして使用するものである。